

豊明市立地適正化計画変更  
(案)

【パブリックコメント】

令和3年12月20日～令和4年1月20日

令和4年3月  
豊明市

# 豊明市立地適正化計画 居住誘導区域の追加変更

## 1. 背景

豊明市立地適正化計画（以下、「本計画」という。）では、市街化区域において、人が集まって住む「居住誘導区域」と、都市の拠点となるような都市機能を集約・誘導する「都市機能誘導区域」を設定しています。令和2年度の策定当初から間米南部地区は、市街化区域編入予定区域としており、本計画では居住誘導区域を追加する予定区域としています。

## 2. 変更理由

当該地区は、主に組合施行の土地区画整理事業による都市基盤整備が見込まれる地区で、市街化区域編入予定区域です。令和3年度末に予定している市街化区域編入に伴い、居住誘導区域の範囲検討フローに基づき、当該地区全域を居住誘導区域に設定します。

## 3. 追加する区域

### **市街化区域編入予定箇所（間米南部地区）**

当該区域は、本計画のなかで、人口の移住・定住の受け皿として、集約型都市構造に資する地域において、居住誘導を図る区域です。

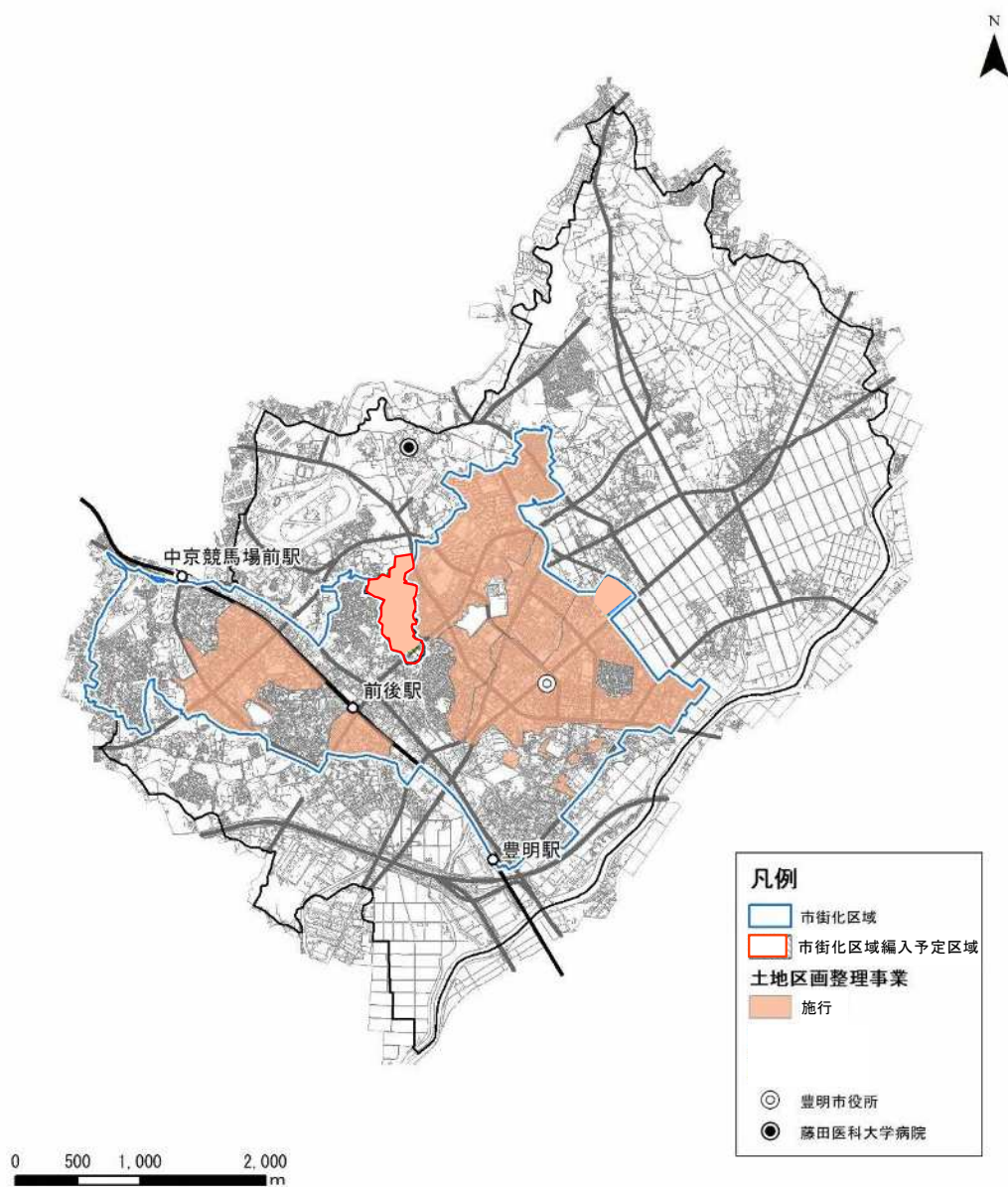
## 4. 面積

20.5ha

## 5. 変更時期

令和4年3月31日（当該地区 市街化区域編入後）

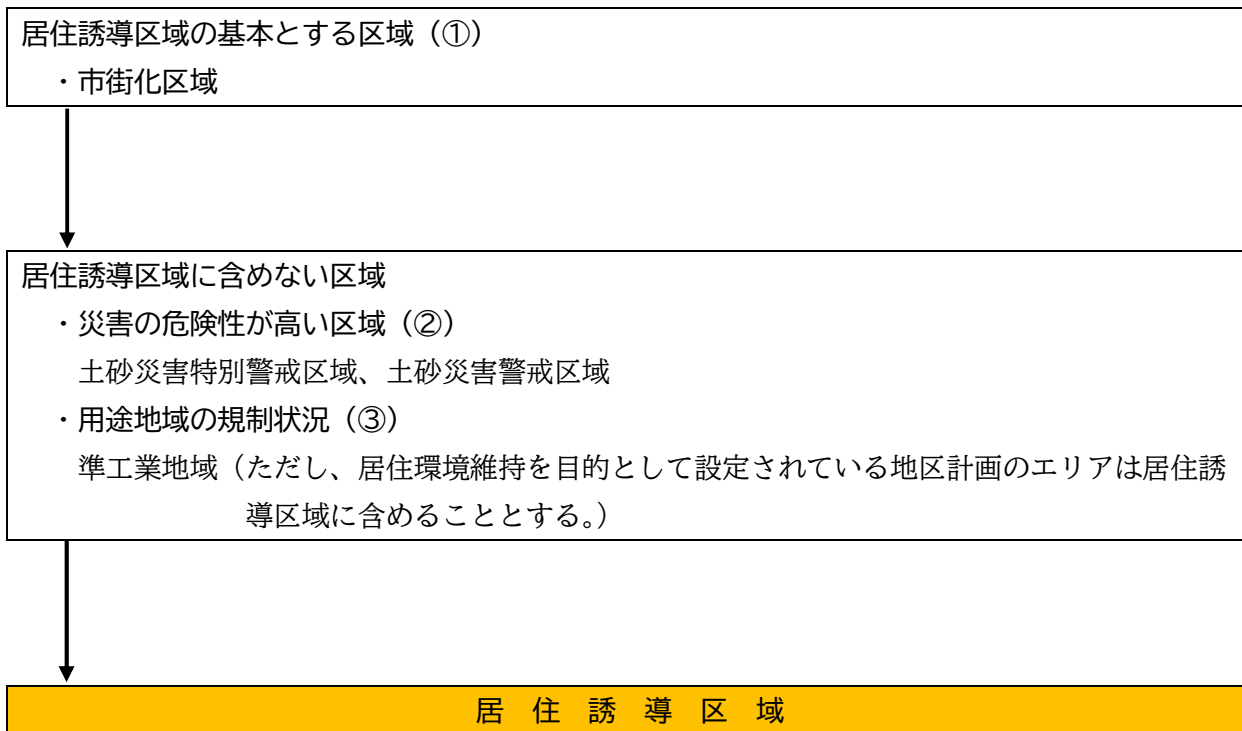
## 市街化区域編入予定区域について



市街化区域編入予定区域は、土地区画整理事業の進捗により市街化区域に編入し、居住誘導区域の範囲検討フロー（P.3）に基づき、全域を居住誘導区域に設定します。

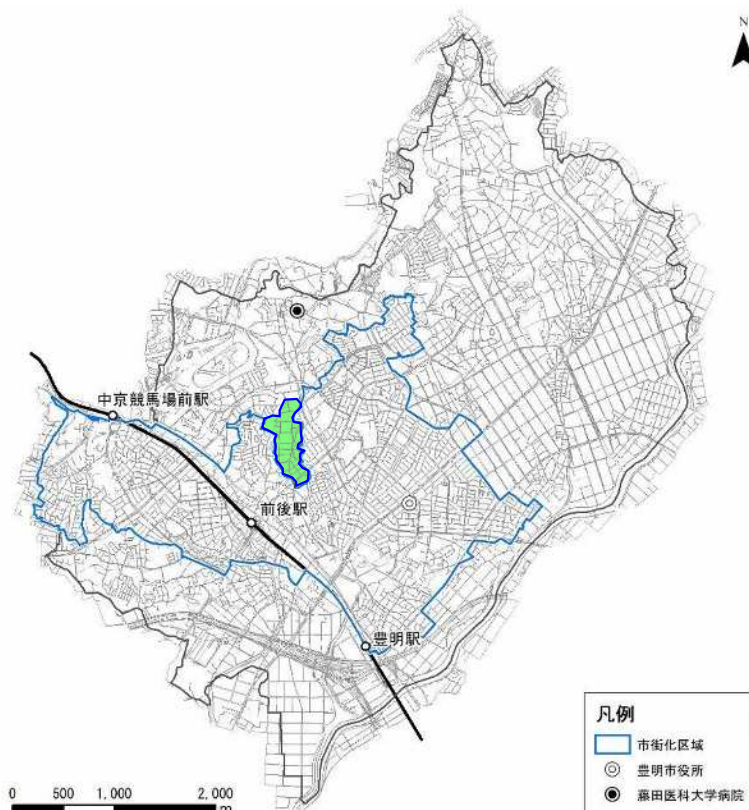
# 居住誘導区域の設定

【図 居住誘導区域の範囲検討フロー】



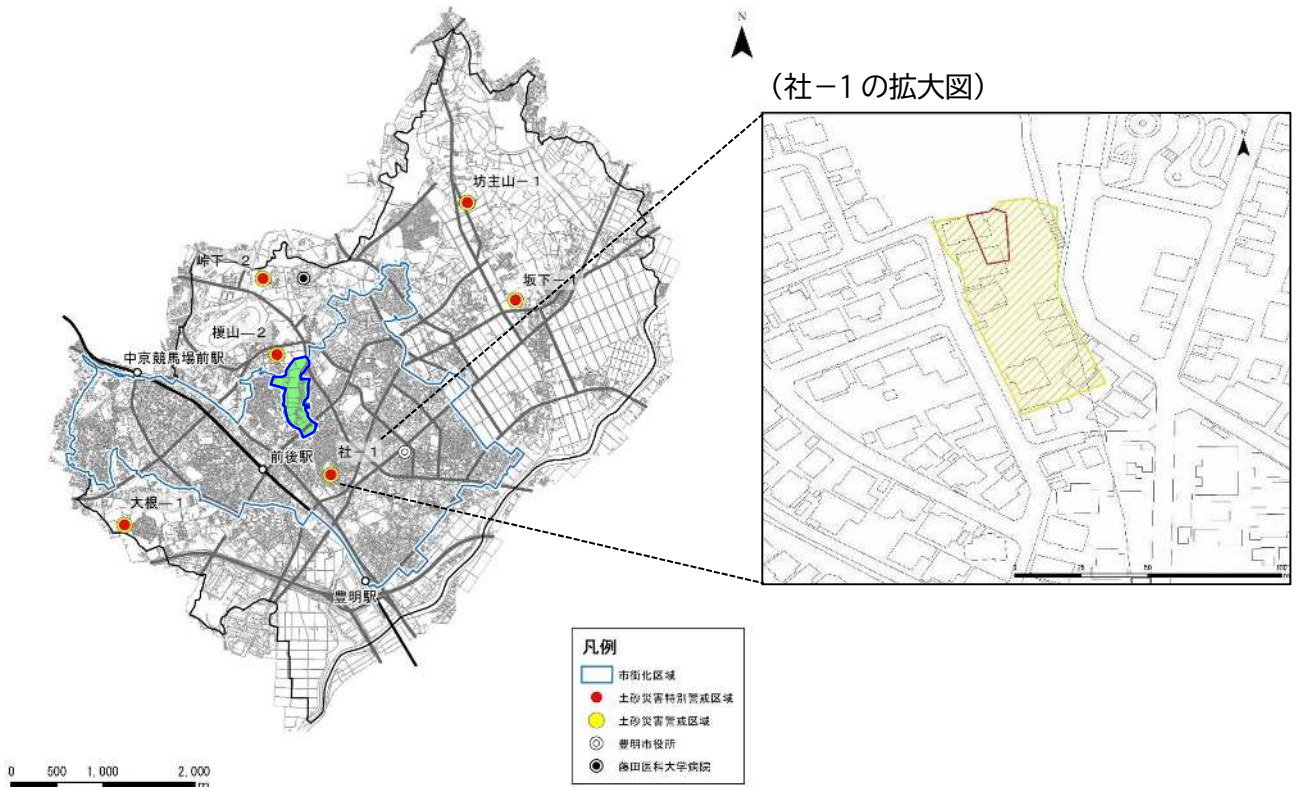
## ①居住誘導区域の基本とする区域

市街化区域を基本とする



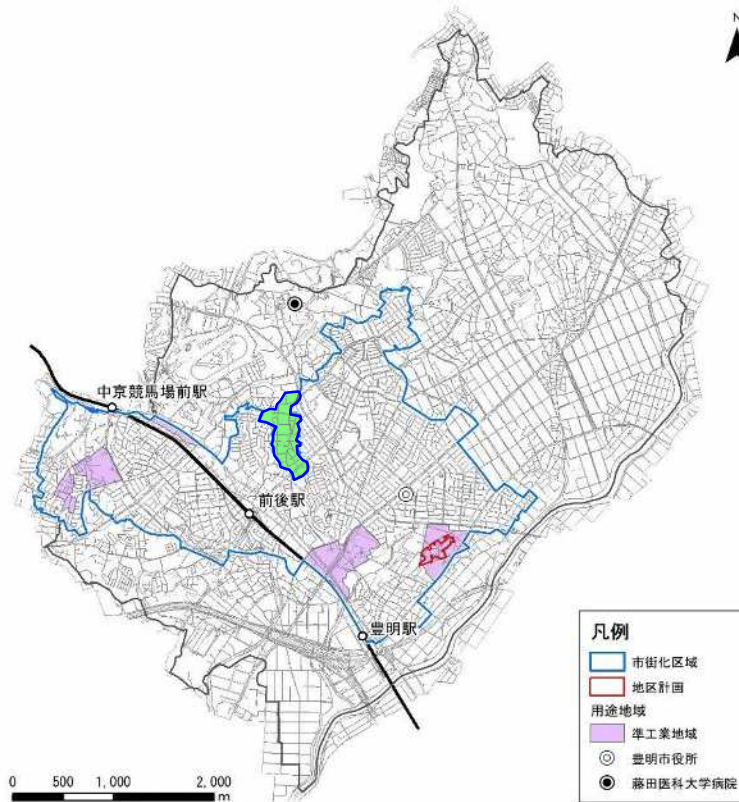
②災害の危険性が高い区域

土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域を除く



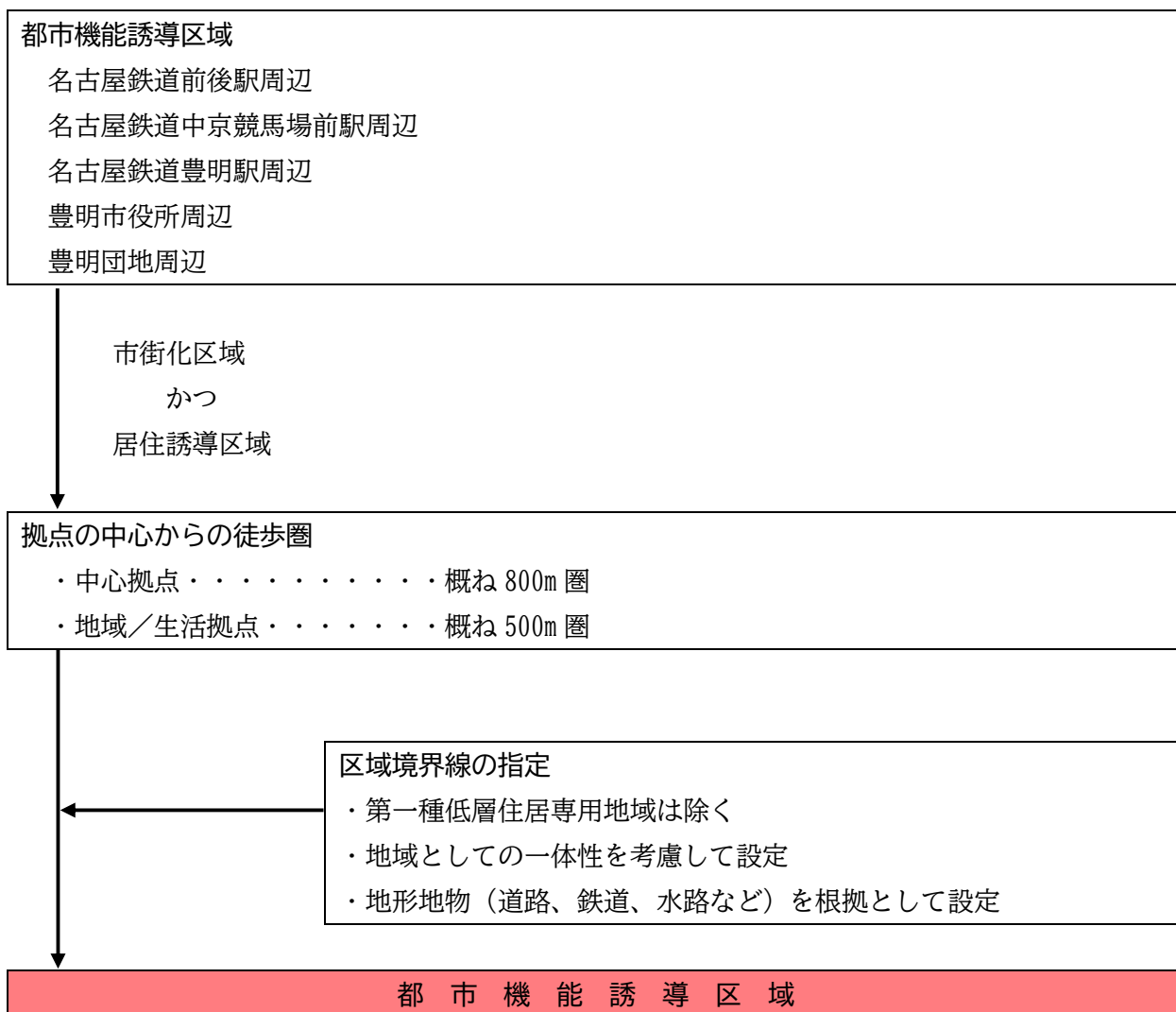
③用途地域の規制状況

準工業地域は除く（ただし、居住環境の維持を目的として設定されている地区計画のエリアは居住誘導区域に含めることとします。）

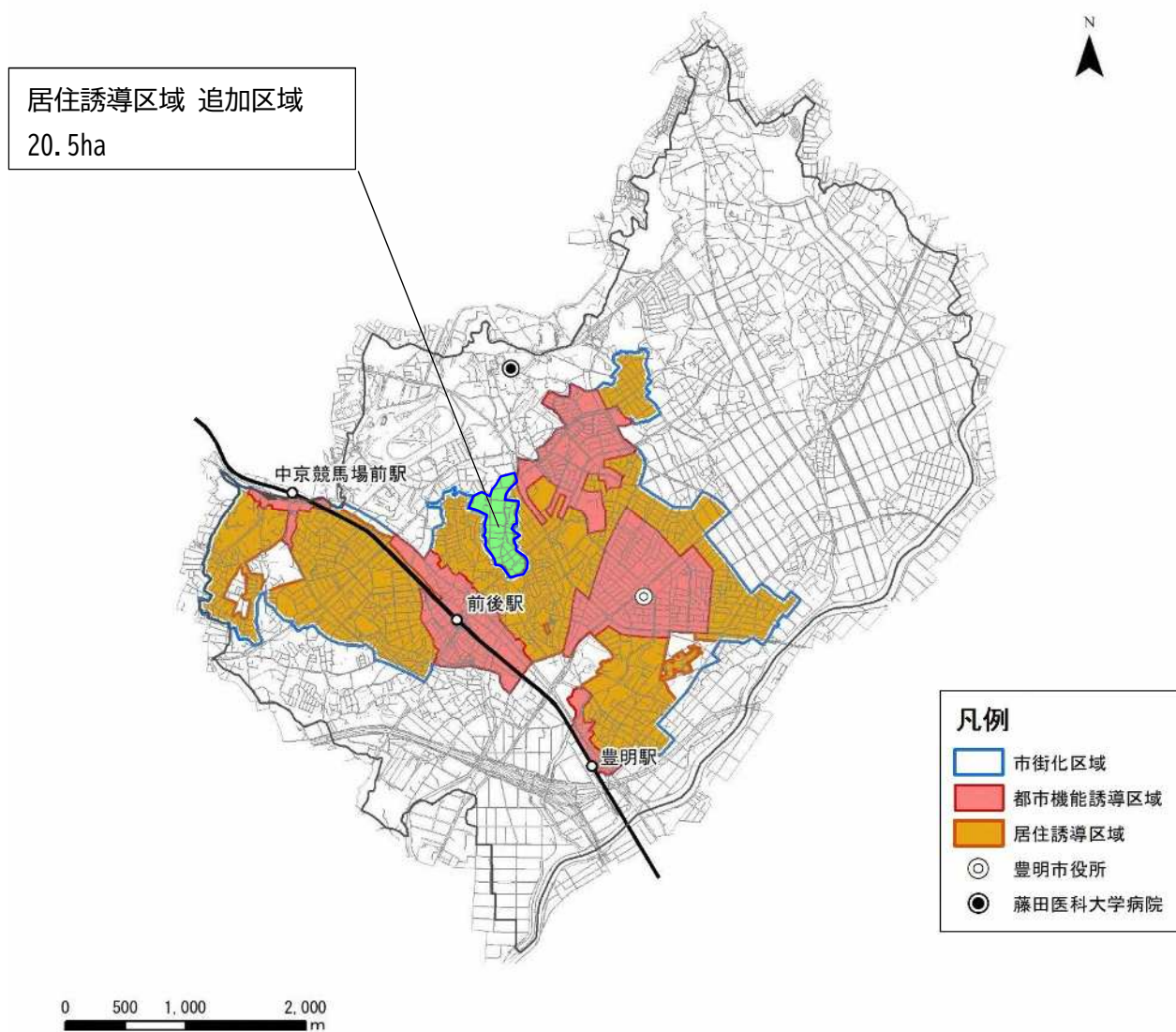


# 都市機能誘導区域の設定

【図 都市機能誘導区域の設定フロー】



# 都市機能誘導区域・居住誘導区域図



各区域	面積等 (変更前)	面積等 (変更後)
行政区域面積	2,322 ha	変更なし
市街化区域面積	708.3 ha	728.8 ha
居住誘導区域面積	652.6 ha	673.1 ha
市街化区域に対する居住誘導区域の面積割合	92.1 %	92.4 %
都市機能誘導区域面積	220.9 ha	変更なし
名古屋鉄道前後駅周辺都市機能誘導区域	57.0 ha	
名古屋鉄道中京競馬場前駅周辺都市機能誘導区域	8.5 ha	
名古屋鉄道豊明駅周辺都市機能誘導区域	10.1 ha	
豊明市役所周辺都市機能誘導区域	84.7 ha	
豊明団地周辺都市機能誘導区域	60.6 ha	
市街化区域に対する都市機能誘導区域の面積割合	31.2 %	30.3 %